

千葉県入札監視委員会平成21年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成21年7月31日(金)千葉県ビジネス支援センター第1・2会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(弁護士) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成20年10月1日~平成21年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議期間中に51件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に13件(20社)の指名停止があったことを報告した。 3 入札・契約制度の改善について報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1 審議概要</p> <p>総合評価方式の簡易型の技術評価点を20点から30点に変更しているが、どのような目的で変更をしているのか。</p> <p>指名停止について、入札書の記載に間違いがあり、契約を辞退した業者に対して、3ヶ月の指名停止措置を実施しているが、重過ぎないか。</p> <p>低入札調査を実施していて、書類提出を指示したにもかかわらず、提出をせずに無効となっている業者が数社あるようだが、その業者が指名停止されている形跡がない。この2件がどうして指名停止措置について、有と無に分かれるのか。</p> <p>低入札調査に応じるかは任意なのか。</p> <p>低入札調査は、入札した金額が予定価格と比較して低いため、調査を行うもので、その業者の都合で入札を保留しているものではない。その調査に対して、書類を提出しないというのは、その入札に対して前向きな行動ではないと思う。その上で、契約辞退をして3ヶ月指名停止で、低入札関係書類未提出でおとがめなし、というのは、バランスを欠いていると思う。</p>	<p>入札参加者の技術評価を落札結果に色濃く反映させることを目的としている。</p> <p>記載間違いとは、「100」と入札しようとしたところ、「10」と入札したということが多いのだが、このことについては、本来、他の入札者が落札していた可能性が高い案件について、ある意味阻害している行為であるということを加味しての措置となっている。</p> <p>指名停止措置を行った案件については、落札決定後に契約辞退を行っている。対して、低入札調査は、あくまでも落札決定前であり、入札の作業中での出来事であるとしている。</p> <p>任意である。</p> <p>他の措置とのバランスを図りながら、検討を行いたい。</p>

意見・質問	回答
<p>10月頃から、調査対象者と契約締結している案件と次順位者と契約締結をしている案件にくっきり色分けがされているが、何かあるのか。</p> <p>品質を確保するための規則ということには理解するが、ここまで、くっきりと区分ができてしまうのは、「厳しすぎる」のではないかと考えてしまう。本当に施工可能な業者が何社か契約ができなくなったということがあるのではないか。</p> <p>資料の内容で無効となった案件というのも存在するのか。</p> <p>調査に時間を要すると言われているが、今後、低入札業者と契約締結するか否かというのは、落札率に直接影響すると思うが。</p> <p>業者にとっては、会社の経営に直結するため、関心を持って接すべきことだが、無効となる入札が増加して算定方法が違いうことに気づくということがあるのではないか。制度前の講習だけではなく、なお一層の周知徹底を図ることが必要ではないか。工事に対して積算を正確に行うことが可能であれば、なぜこのように多くの業者が低価格での入札を行うのか不思議である。制度の周知徹底も大事ではあるが、価格のみで失格基準を設けるとするのはどうなのか。検討をしてもらいたい。</p>	<p>20年10月の制度改正にて、低入札価格調査制度の見直しを行っており、算定式の変更や失格基準を新たに設定するなど、厳格に調査を実施している。</p> <p>具体的に把握はしていないが、下請業者からの工事金額の内訳について、計算そのものが間違っているなどがあった。</p> <p>国からの要請もあり、ダンピングの可能性のある低入札については、厳格に調査を行うこととしている。</p> <p>県と直接契約を行う元請業者とその下請業者が存在し、元請業者は自分の利益を確保して、下請業者に対して赤字となるような低い金額で仕事を行わせることがある。そのため、下請についての内訳書の提示をさせているということもある。今後、国や他県の動向を見極めながら、制度の検討を行いたいと思う。</p>

意見・質問	回答
<p>工事内容と落札率の関係について、逆に高落札率についても問題がある、談合の疑いがあるものといっても過言ではないと思われる。高落札率についても対策を検討してもらいたい。</p> <p>2 一般競争入札 【交通管制センター交通管制卓等整備工事】</p> <p>入札参加者は1社のみか。</p> <p>入札公告では、「資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。」となっているが、入札参加者が1社のみである今回の案件では問題はなかったのか。</p> <p>入札というのは、競争を背景にして、コストパフォーマンス的にも利を得ようとするものだと思うので、1社しか参加しなく、「特別な事情」だからとそのまま執行するようなものでは競争入札として機能しなくなると思うが。</p> <p>県土整備部などでは同様なケースではどのような対応を行っているのか。</p>	<p>1社のみである。</p> <p>入札資格審査会の警察本部部会にて審査を行ったもので問題ないと思っている。今回の案件は、「特別な事情」として1社入札を認めた。</p> <p>資格審査員会警察本部部会にて、1社のみの参加となったが、入札参加者は1社であることを知らないこと、この入札を中止して再度応札可能と思われる他の会社に働きかけるといのはいかがなものか、等から、競争性は保たれるとして、1社入札を認めている。</p> <p>県土整備部においては、1社入札を認める場合、この「資格確認の・・・」から2行を削除して公告を作成している。各部会において取扱いがまちまちとなっているので、統一を図っていきたいと思う。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="268 342 794 421">従前の管制システムを受注したのは落札者と同一会社か。</p> <p data-bbox="268 488 794 757">管制システムが技術的に大変複雑で、従来から積み上げてきた経験を継承するという側面があるから、1社しか参加しない可能性があるのは、入札制度以前に考えられるのではないか。この案件は一般競争入札に向いている工事なのか。</p> <p data-bbox="268 824 794 992">従前のシステムが存在するには、継承が前提となる技術内容ではないかと思う。そうすると、一般競争入札にはそぐわないのではないか。</p> <p data-bbox="244 1059 794 1193">3 一般競争入札 【北千葉道路関連北総～成田 800mm 送水管布設替工事】</p> <p data-bbox="268 1261 794 1429">期日までに提出すべき書類が提出されなかったために無効となってしまったのか。提出期間というのはどのくらいあったのか。</p> <p data-bbox="236 1496 794 1809">仮に書類が提出されていれば、低入札調査対象であっても、契約が可能だったのか。評価調書を見る限りは、無効となった業者が施工できないとは思えないのだが。下請の業者が揃えられなかったなどの要因で、調査に応じずに無効となったとすれば、別の問題があると思う。</p>	<p data-bbox="874 342 1201 376">今回契約者と同じである。</p> <p data-bbox="850 488 1372 656">工事仕様書では、特定の会社製品に限定される物品等、使用するものはない他社でも参加できる余地があると考えたものである。</p> <p data-bbox="850 824 1372 992">全国レベルではシステム、ソフトの標準化を図っているところであり、その流れの中で、今回の発注については標準化を図れるものではないかとの判断を行った。</p> <p data-bbox="850 1261 1372 1328">そのとおりである。提出期間は6日間である。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="268 342 794 421">積極的に落札しようという意思がなかったということなのだろうか。</p> <p data-bbox="268 533 794 757">6日間で提出をしなければならない書類がどのくらい難しいのか、その書類を提出してまで取る必要のない工事だったのか、低入札調査案件に対して、検証を行う必要があるのではないか。</p> <p data-bbox="268 1014 794 1238">今回のケースや落札後に契約を辞退するというのも、同じような原因で発生していると思う。指名停止措置等を行うなど対策を講じれば、きちんと積算を行わない入札が少なくなるのではないか。</p> <p data-bbox="268 1305 794 1529">業者の資質が向上しなければ同様のことがまた発生する。制度を作っている部署にて何らかの方法を考えなければならない。このようなケースが増えて、合理的で良くなったとは言い切れないと思う。</p> <p data-bbox="268 1597 794 1765">積算を行わない業者というのはそのような説明会には出てこないと思う。そのような業者に対しても、周知徹底が行えるような手段を行ってほしい。</p>	<p data-bbox="845 342 1372 465">今回の業者がそうだとは言い切れないが、そのような業者が見受けられると思われる。</p> <p data-bbox="845 533 1372 902">提出書類は業者が入札を行う際に、自社でしっかりとした積算を行われていれば、6日以内という期間で書類は用意可能であると思っている。自分の入札が低入札調査の対象になったことを知った後に、その入札金額に合わせるような形で資料を作成するというのはかなり困難ではないかと思う。</p> <p data-bbox="845 1014 1372 1238">制度改善を行うことにより、積算を行わない業者が少なくなっている。昨年10月から予定価格1億円以上の案件について予定価格の事後公表も影響している。</p> <p data-bbox="845 1305 1372 1429">建設・不動産課と技術管理課で年2～3回関係団体を通じて、制度改善の説明会や意見交換会を行って周知を図っている。</p> <p data-bbox="845 1597 1372 1675">入札参加業者にもれなく周知ができるようにその手法に関して検討したい。</p>

意見・質問	回答
<p>この案件は予定価格事後公表ということで、無効となった入札者は、まさか自分の入札が低入札価格調査に該当するとは思っていなかったということがあったのではないか。予定価格の事後公表と低入札価格調査制度の兼ね合いというのは一度検討すべきではないか。</p> <p>施工上配慮すべき事項について、業者間の差がない状態となっている。説明で難易度の高い複雑な工事であることを話していたが、施工上の配慮すべき事項とは何を指していたのか。施工上配慮すべき事項が全業者同じ点数で、技術評価点に差がなくなれば、結局価格競争となり、総合評価方式の意義がなくなってしまう。</p> <p>4 一般競争入札 【海岸高潮対策工事（8号ヘッドランド）】</p> <p>最初の入札について取り止めとなっているが、入札開始から談合情報を受けるまでに入札した業者はいたのか。</p> <p>入札をした業者の入札価格を確認したか。</p> <p>入札金額については、談合情報があった場合に、その情報を確認するためには重要な情報の一つだと思う。</p>	<p>入札を行っていた業者はあった。</p> <p>入札を中止しているため、開札を行っていない。</p> <p>予定価格を事前に公表しているため、落札価格が入札参加者しか知りえない情報としては判断が難しい。対して入札参加者数は自社を含め、何社参加しているかは知らないで入札を行っており、具体的な参加者数は、発注者以外知りえない情報である。これにより、判断をしている。</p>

意見・質問	回答
<p>中止したことはおかしいのではない。参加者本人に聞いても事実というのは出てこない可能性もある。有力な材料があるのにそれを見ないで、判断をしていて、本当にこれでよかったのかという疑念がある。納得できない。</p> <p>釈然としないのは、その後の仕切り直し後の入札において、最初の入札に参加していた業者が再度入札に参加できているという点である。最初の入札時点で「談合情報として信憑性がある」という判断をしていて、2回目の入札に同じ業者を参加させるというのは、参加資格要件としてはどうかと思う。このような処理の仕方では、1回目に入札を取り止めた意味がないと思うが。</p> <p>談合の事実が確認できなかった根拠とは何か。談合情報に信憑性があるとなつてからの調査資料に入札書や入札金額がわかる書類を入れることがあれば、少しは変わってくると思う。対応マニュアル等に「入札金額のわかる書類を入れる」ということを明記した方がよいのではないか。</p> <p>5 指名競争入札 【銚子漁港広域漁港整備南防波堤B（黒生）（改良）工事】</p> <p>テトラポットの中に差し筋をしているようだが、どのような工事なのか。</p>	<p>発注機関として、適確に処理し、入札を行った。</p> <p>情報は調査に値するとして入札取り止め後に、最初の入札に参加していた業者に事情聴取を行い、結果として、談合の事実が確認できなかったという結論に達した。ただし、各業者から誓約書を提出させ、また、このような情報により、工事発注が遅れることは遺憾であるため、警告を与えている。</p> <p>内訳書を提出させてはいるが、今後、検討していく。</p> <p>上部工部分にコンクリートを流し込み、既存の堤防と一体となるように差し筋として鉄筋を入れている。テトラポットの陸地側をコンクリートを打設する。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="296 342 730 376">工期が5ヶ月ほど延期しているが。</p> <p data-bbox="268 725 791 804">指名業者が地元業者のA等級、B等級となっているが。</p> <p data-bbox="268 1111 791 1379">工事開始後に関係者から、騒音や振動への更なる対策が必要であるとの申し入れがあったことは、業者には全く関係ないことで、もし業者に経済的に不利益があれば、県として変更契約等を行うことが必要になるのではないか。</p> <p data-bbox="245 1447 791 1574">6 随意契約 【国道道路改築及び道路受託事業合併工事（迂回路その3）】</p> <p data-bbox="268 1637 791 1715">斜張橋部分は完成しているのか。他区間の進捗はどうなっているか。</p>	<p data-bbox="847 342 1375 663">契約時点では適切な工期として工事を開始したが、工事開始後に関係者から、騒音や振動への更なる対策が必要であるとの申し入れがあり、その対策を講じる時間が必要となり、工期の延長を行っている。工事そのものによる延期があったわけではない。</p> <p data-bbox="847 725 1375 1046">通常は地元の業者から指名業者を選定している。今回の案件については、予定金額からB等級への発注となるが、銚子市内にこの工事と同種実績があるB等級の業者が12社よりも少なかったため、海匝地域整備センター管内に地域を拡大し、指名を行った。</p> <p data-bbox="847 1111 1375 1335">調整については、機械を変更するとか、施工方法を変更するまでには至っていない。そのため、増額ではなく、施工計画の変更いわば周辺への配慮を十分行うということで、期間の変更のみを行った。</p> <p data-bbox="847 1637 1375 1816">斜張橋部分は3月に完成し、暫定開通している。橋脚など下部工については完成しているが、上部工については工場製作を行っている区間がある。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="268 342 794 421">斜張橋の上部工本体工事を発注するときに、予見されていなかったのか。</p> <p data-bbox="268 869 794 947">設計に組み込めなかったということでのいいのか。</p>	<p data-bbox="845 342 1375 801">新橋、仮設栈橋、旧橋の3つの橋を連結するが、それぞれ剛性が異なる橋を連結する工事で、それらに斜め方向から輪加重をかけるということは、稀な工事であるため、上部工が概ね終了し、現地が測量できる状態にならないと、どのような鋼材が必要となり、どのような設計になるか、判明しない。このことから、平成18年の上部工発注の時点で、この部分を設計に組み込むことは不可能であった。</p> <p data-bbox="845 869 1375 1193">上部工発注時において、検証結果が得られておらず、場合によっては、仮設栈橋の再構築も必要となることから、概数による当該工事の計上は不可能であった。平成20年10月頃に概ね検証が完了し、平成12年の地震被害を受け、緊急を要することから別案件として発注とした。</p>

委員講評

入札契約制度の改善がなされているが、談合情報に対する県側の対応について、出先機関等の発注機関が談合対応について不慣れな場合も考えられるため、談合情報対応マニュアルも今よりも一歩進んだ形へと検討しなければ、現場での対応も難しいのではないかと。

県として工事延長の理由についてははっきりと示せるようにするべきではないかと。

昨年10月の改正により、大きく制度が変わっていることは理解できた。

談合情報対応マニュアルがきっちりと威力を発揮するのか、それとも形式だけで終わってしまうのか、考えさせられた。談合は非常に内部で行われているため、完全に黒であるとするのも難しければ、完全に白と言い切るのも難しい。多くの調査を行っても、結果「グレー」の状態で終わってしまうことを前提に考えると、疑わしいものが出て来た時に、疑わしいけれども業者を信じるのか、あるいは疑わしいものは極力排除して、できる限り安全性の高い入札を目指すのか、発注者側の姿勢が問われているのではないかと。

入札をした行為自体は「契約を行いたい」と意思表示をしたことに思える。それに対して、県側がそれを受け入れるかどうかで、契約が成立するかどうかが決まる。低入札調査は「県が承諾しなければ契約しない」というだけで、入札する人というのは低入札だろうが、そうではなかろうが、「契約を行いたい人」というのは同じである。指名停止措置について、「入札金額を間違えたという業者」と「低入札価格調査にどんな理由かわからないが、調査に答えないという業者」で、どちらが不誠実かと考えた場合に、低入札価格調査に書類を提出しない業者の方が、不誠実の度合いが高いとの見方ができるのではないかと。指名停止のあり方、期間については検討を願いたい。

総合評価方式について、評価調書は割算が基本だが、本当に除算方式が正しいのか、疑問を持っている。

低入札価格調査で無効となった業者と落札した業者を評価調書で比較しても、差がほとんどない。公告時点や調査開始時点などの発注者からの入札参加者に対する指示についても考える必要があるのではないかと。

入札については、依然として社会からの注目度が高い。入札監視委員会から出ている意見等を加味しながら制度改善を行っていることは評価できる。今回の案件に対しても具体的な意見を各委員から出している。是非これらの意見を勘案して今後の更なる制度改善に繋げてほしい。低入札価格調査や談合情報に対する対応については特に検討が必要ではないかと思われる。